

活気に満ちた光り輝く中部地域の創造、その意思をお互いに再確認するため

「定住自立圏の形成に関する協定」を締結しました。



左から、山下一郎琴浦町長、松本昭夫北栄町長、長谷川稔前倉吉市長、吉田秀光三朝町長、宮脇正道湯梨浜町長

『定住自立圏』とは

中心的な役割を担う意思を表明した市(中心市)と、その周辺市町村が自らの意思で「二対一」の協定を締結することにより形成される圏域です。圏域の中で、住民生活に必要な生活機能などを確保するとともに、自然環境、歴史、文化などの地域資源を有効に活用して、多くの人が定住し、持続可能で活力あふれる地域を目指します。

倉吉市と三朝町、湯梨浜町、

琴浦町、北栄町との間において、定住自立圏形成に係る協定の締結について議会で審議・可決され、3月31日(水)に、各首長が出席して調印式を行いました。

この協定の締結により、1市4町の区域を圏域とする「定住自立圏」が形成され、中部地域の更なる発展に向けた取組がスタートします。

【連携する取組の内容(要旨)】

- ◎生活機能の強化に係る取組
 - ・認知症に係る支援体制の整備
 - ・認知症の診断システムの構築など
- ◎子育て支援体制の整備、および充実(特別保育の実施など)
- ・鳥取県中部子ども支援センターの維持、および教育相談体制の充実
- ・体育施設の機能の維持、および強化
- ・広域観光体制の充実、および強化による広域観光の推進
- ・企業誘致の推進(関西事務所

◎結びつきやネットワークの強化に係る取組

- ・公共交通に係る効率的な運行体系の確立(地域公共交通総合連携計画の策定など)
- ・地産地消の推進
- ・空き家バンクの連携などによる移住の促進
- ・広報活動の連携による広域的な情報提供

◎圏域マネジメント能力の強化に係る取組

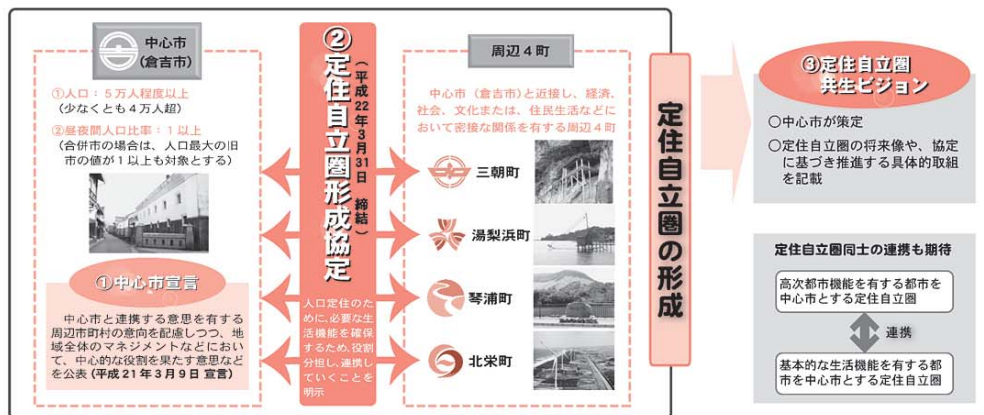
- ・合同研修会の開催
- ・専門人材の確保、および活用
- ・人事交流の実施

※本市と各町との間で連携する取組の内容は、それぞれ異なります。

【今後の取組】

国が定めた「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、中心市において、「圏域の将来像」、「協定に基づき推進する具体的な取組」などをまとめた「定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めていきます。

定住自立圏構想推進の流れ



そのために、民間や地域の関係者を委員とした「定住自立圏共生ビジョン懇談会」を立ち上げ、この懇談会の中で検討を重ねながら、ビジョン(案)を作成します。さらに、各町との協議、パブリックコメントなどを経て、ビジョンを策定し、それに基づく事業を実施していきます。

第28回アザレアのまち音楽祭 2010

今年も5月9日(日)から、「アザレアのまち音楽祭」がいよいよ開幕します。県内と島根県域のトップ演奏家たちによる27公演もの聴き応えのあるコンサートの数々に、ぜひお越しください。

アザレア旬間	5月9日(日)	午後2時	オーソング・コンサート 出演♪アザレア室内オーケストラコンサート 竹田 詩織(ヴァイオリン)	倉吉未来中心大ホール
	5月11日(火)	午後7時30分	西岡千秋バリトン・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月13日(木)	午後7時30分	曾田千鶴ヴァイオリン・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月15日(土)	午後7時30分	光長真理恵ソプラノ・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月16日(日)	午前11時	吹奏楽と民謡パーフルタウン・コンサート	パーフルタウン中央広場
	5月16日(日)	午後2時	小椋順二ホルン・コンサート	倉吉交流プラザ
スミレ旬間	5月18日(火)	午後7時30分	川西悠紀バリトン・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月21日(金)	午後7時30分	眞家利恵ヴァイオリン・ヴィオラ・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月22日(土)	午後7時30分	佐々木まゆみソプラノ・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月23日(日)	午前11時	打吹音楽倶楽部スレーメン・コンサート	パーフルタウン中央広場
バラ旬間	5月27日(木)	午後7時30分	松江隆司テノール・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月29日(土)	午後7時30分	小西蘭香ピアノ・コンサート	倉吉交流プラザ
	5月30日(日)	午前11時	ミニ・リサイタル・リレーコンサート ①岩本理恵ピアノ(午前11時)②吉田明雄ヴァイオリン(午後1時) ③米澤幸アルト(午後3時)④合唱団こさじ(午後5時)	倉吉交流プラザ
	6月1日(火)	午後7時30分	道谷磨夫サクソ・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月3日(木)	午後7時30分	木村恵理ファゴット・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月4日(金)	午後7時30分	吉田章一バリトン・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月5日(土)	午後7時30分	アザレア弦楽四重奏団コンサート	倉吉博物館
	6月8日(火)	午後7時30分	鶴崎千晴ソプラノ・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月10日(木)	午後7時30分	杉山清香クラリネット・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月12日(土)	午後7時30分	辺見康孝ヴァイオリン・コンサート	倉吉博物館玄関ホール
ライラック旬間	6月16日(水)	午後7時30分	サロン・オペラ「羊飼いと狼」	倉吉交流プラザ
	6月17日(木)	午後7時30分	寺内智子ソプラノ・コンサート	倉吉交流プラザ
アジサイ旬間	6月18日(金)	午後7時30分	山城裕子ピアノ・コンサート	倉吉交流プラザ
	6月20日(日)	午後2時	ファイナル・コンサート 開会式典とアザレア歌のコンサート (合唱と鶴鷄智恵ソプラノ・コンサート)	倉吉未来中心大ホール

*倉吉市内で開催されるコンサートのみを掲載しています。詳しい内容はホームページなどをご覧ください。

問 アザレアのまち音楽祭2010事務局 (TEL) 23-6095/090-6404-5616 / (URL) <http://kura-azalea.hp.infoseek.co.jp/>



第9回倉吉天女音楽祭

と き: 10月24日(日)午後2時~

と ころ: 倉吉未来中心 大ホール

MALTA(倉吉市出身の世界的サクソ奏者)と共演する

「倉吉天女音楽祭吹奏楽団」団員を募集!

応募資格: 団員として練習・演奏に参加できる人(市外の人でも可)

応募期間: 6月16日(水) <必着> ※練習日・応募方法などについては、下記のホームページまたは、問い合わせ先にご確認ください。

問 倉吉天女音楽祭実行委員会事務局(市役所市民参画課内) (TEL) 22-8159 / (FAX) 23-3701 / (URL) <http://www.ncn-k.net/machikyoo/>





あらゆる差別をなくするために

人権擁護・救済、相談活動の充実などを盛り込み、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例、および倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例が改正されました。

これまでの経過

平成6年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が制定された後、その具体的施策として、「あらゆる差別をなくする総合計画」が策定されました。以来、現在まで、さまざまな人権課題に対して啓発事業が取り組まれています。

しかし、今なお、さまざまな被差別の立場にある人々に対する予断と偏見が存在し、聞き合わせや差別落書きなど差別事象が発生しています。

また、同和教育学習に対して、「もう差別はなくなったのでは」とか、「同和教育ではなく人権教育では」という意見が出されるようになり、同和教育をはじめ、あらゆる人権課題に対する市民の人権意識や学習会などへの参加意欲が希薄化しているようにみられます。

これらの現状を踏まえ、昨年の市議会6月定例会に、部落解放同盟倉吉市協議会、倉吉市同和教育研究

会、倉吉市精神障がい者家族会、高齢社会をよくする会くらしよし、在日大韓国民団倉吉分団から、「15年前の条例制定時の状況と、今日起こっている差別の内容を比べると、社会情勢や人権課題からみても変化してきていることから、条例を改正して欲しい」という陳情が提出され、市と市民団体を中心に協議を重ね、今年の市議会3月定例会で一部改正を行いました。

改正のポイント

前文に、人権擁護・救済、相談活動の必要性と、新たな人権課題に、子ども、高齢者、そのほかマイノリティの3分野を加えました。

今後さらに、差別事象の発生を防止し、「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする」啓発を進めるため、

- ①市民の責務に、差別、および差別を助長する行為を明示し、これらの行為をしないように示しました。
- ②事業者に対しても職場での研修、

および啓発活動を行うような責務を示しました。

③差別事象が起こった場合の「被差別の立場にある人」の相談に対応するため、相談窓口の設置などを明記しました。

特に、第3条の「市民等の責務」では、対象を「倉吉市内に住所、生活、もしくは活動の拠点を置く者及び滞在者」とし、なくすべき「差別及び差別を助長する行為」を次のとおり具体的に示しました。

- 【条文に示された「差別及び差別を助長する行為」】
- (1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向(以下「門地等」という。)を理由に行う不当な制限、虐待その他の不当な取扱
- (2) 門地等を理由に行う不当な発言
- (3) 門地等を理由に不当な取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為
- (4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

今後の課題

倉吉市では、同和教育の解決を基本として、あらゆる差別をなくする

倉吉市同和教育研究会

【会員募集】

倉吉市同和教育研究会は、部落差別の現実に学びながら「部落差別をはじめあらゆる差別の解消」をめざして研究をする会です。

素敵な自分を発見するため、自分にできることを大切にしながら活動をしていますので、ぜひご加入ください。

会費：年間1,000円

【総会および講演会】

とき：5月15日(土)

△総会 V 午後1時30分

△講演会 V 午後3時

演題：「私が歩んできた道」

講師：前田芳子さん

ところ：倉吉未来中心小ホール

☎ 倉吉市同和教育研究会事務局(人権政策課内) ☎22-8130 / FAX 22-8135

市議会
報告

3月定例会

各種補正予算のほか、平成22年度一般会計、および各特別会計予算などを審議

平成22年3月第2回倉吉市議会定例会が、3月2日(火)から3月16日(火)まで開催され、各種補正予算のほか、平成22年度一般会計や各特別会計予算などが審議されました。
会議録(質問、答弁など)は、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館などで、6月上旬からご覧になれます。
市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご利用になれます。

報告

【報告受理 1件】

損害賠償の額の決定について

議案

【原案可決 37件】

平成21年度一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算など、計8件の補正予算

平成22年度簡易水道事業など、計9件の特別会計予算

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正

倉吉市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定

倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する

倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する

倉吉市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する

3月臨時会

平成22年度一般会計予算ほか、各特別会計予算などを審議

平成22年3月第3回倉吉市議会臨時会が、3月26日(金)に開催され、平成22年度一般会計や各特別会計予算などが審議されました。
会議録(質問、答弁など)は、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館などで、6月中旬からご覧になれます。
市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご利用になれます。

議案

【原案可決 11件】

平成22年度一般会計予算

国民健康保険、介護保険事

る条例の制定

倉吉市現業職員の給与の種

類及び基準に関する条例、

及び倉吉市公営企業職員の

給与の種類及び基準に関す

る条例の一部改正

倉吉市関金都市交流セン

ター設置及び管理に関する

条例の一部改正

倉吉市景観条例の一部改正

倉吉市部落差別撤廃とあらゆ

る差別をなくする条例の一部

改正

倉吉市あらゆる差別をなく

する審議会条例の一部改正

倉吉市立保育所条例の一部

改正

倉吉市学校教育審議会条例

の制定

財産の交換、無償譲渡及び

負担付きの贈与を受けるこ

と

財産の無償譲渡

市道の路線の認定

シビックセンターたからや

の指定管理者の指定

三朝町、湯梨浜町、琴浦町、

北栄町との間における定住

自立圏形成協定の締結

鳥取中部ふるさと広域連合

規約を変更する協議

倉吉市国民健康保険条例の

一部改正

倉吉市長の退職手当の特例

に関する条例の制定

【同意 2件】

監査委員の選任 倉吉市議

会議員 高田周儀さん

人権擁護委員候補者の推薦

【陳情】

【採択 1件】

安全・安心な公共事業を推

進するため、国土交通省の

事務所・出張所の存続を求

める意見書提出について

【議案発議】

【原案可決 5件】

安全・安心な公共事業を推

進するため、国土交通省の

事務所・出張所の存続を求

める意見書提出について

倉吉市国民健康保険条例の

一部改正

倉吉市長の退職手当の特例

に関する条例の制定

【原案可決 1件】

倉吉市長の退職手当の特例

に関する条例の制定

倉吉市国民健康保険条例の

一部改正

倉吉市長の退職手当の特例

に関する条例の制定

「ヒロシマ・ナガサキ議定

書」のNPT再検討会議で

の採択に向けた取組を求め

る意見書提出について

若者の雇用創出と新卒者支

援の充実を求める意見書提

出について

介護保険制度の抜本的な基

盤整備を求める意見書提出

について

中小企業等金融円滑化法の

実効性を求める意見書提出

について

【撤回 3件】

倉吉駅周辺調査特別委員会

の設置

議会改革等調査特別委員会

の設置

倉吉市産業等活性化調査特

別委員会の設置

動議

【否決 1件】

平成22年度一般会計予算に

対する組み替え動議

《自己に関する個人情報および公文書の開示の実施状況をお知らせします》



☎総務課 (TEL 22-8162 / FAX 22-1087)

1 自己に関する個人情報の開示請求の処理状況 (件)

	処理区分					合計	不服申立
	開示	部分開示	不開示	請求拒否	不存在		
市長	91	0	0	0	0	91	0
合計	91	0	0	0	0	91	0

※教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者および議会に対する請求はありませんでした。

※各実施機関に対する個人情報の訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

倉吉市個人情報保護条例第41条および倉吉市情報公開条例第25条に基づき、平成21年度中の各実施機関における自己に関する個人情報および公文書の開示の実施状況を公表します。

2 公文書の開示請求の処理状況 (件)

	処理区分					合計	不服申立
	開示	部分開示	不開示	請求拒否	不存在		
市長	3	7	0	0	0	10	0
教育委員会	1	0	0	0	0	1	0
合計	4	7	0	0	0	11	0

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者および議会に対する請求はありませんでした。

3 公文書の開示請求の請求者の内訳 (件)

	市内に住所を有する者	市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	市内に所在する学校に在学する者	市内に所在する事業所または事務所に勤務する者	実施機関が行った行為が関係する者	合計
市長	2	7	0	0	1	10
教育委員会	0	1	0	0	0	1
合計	2	8	0	0	1	11

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者および議会に対する請求はありませんでした。

《「子ども手当」制度がスタート》

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

☎子ども家庭課 (TEL 22-8100 / FAX 22-7020)



対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

①児童手当を受給していた今年3月まで児童手当を受給していた人は、新たな手続きは必要ありません。

②児童手当を受給していませんが、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

③児童手当を受給していませんが、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

④子どもが生まれた、または倉吉市へ転入した場合は、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

⑤養育している人が公務員勤務先で手続きをしてください。新たに公務員になった場合は、支給を受けていた市区町村へ消滅の手続きが必要で

⑥認定請求が必要で

⑦認定請求が必要で

⑧認定請求が必要で

⑨認定請求が必要で

⑩認定請求が必要で

⑪認定請求が必要で

⑫認定請求が必要で

⑬認定請求が必要で

⑭認定請求が必要で

⑮認定請求が必要で

①児童手当を受給していませんが、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

②児童手当を受給していませんが、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

③児童手当を受給していませんが、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

④子どもが生まれた、または倉吉市へ転入した場合は、新たに子ども手当の対象となる子ども(中学校2年生と中学校3年生)がいる場合には、「額改定認定請求」が必要で

⑤養育している人が公務員勤務先で手続きをしてください。新たに公務員になった場合は、支給を受けていた市区町村へ消滅の手続きが必要で

⑥認定請求が必要で

⑦認定請求が必要で

⑧認定請求が必要で

⑨認定請求が必要で

⑩認定請求が必要で

⑪認定請求が必要で

⑫認定請求が必要で

⑬認定請求が必要で

⑭認定請求が必要で

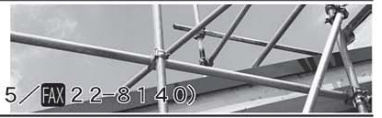
⑮認定請求が必要で

⑯認定請求が必要で

《住宅エコポイントを活用しましょう》

エコ住宅の新築またはエコリフォームで住宅エコポイントがもらえます。

住宅エコポイント相談窓口 ☎0570-064-717、または景観まちづくり課 ☎22-8175 / FAX 22-8140



住

住宅エコポイントは、地球温暖化対策の推進、および経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築した人やエコリフォームをした人に対して一定のポイントを発行し、これを使ってさまざまな商品との交換や追加工事の費用に充てることができる制度です。

対象とポイント数

▼エコ住宅の新築

対象…平成21年12月8日から平成22年12月31日に建築着工した、次の①または②に当てはまる新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

※ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関などの第三者評価が必要です。

発行ポイント数…1戸あたり300,000ポイント

▼エコリフォーム
対象…平成22年1月1日から12月31日に工事着手した、次の①または②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井、または床の断熱改修

※これらにあわせてバリアフリー改修を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

発行ポイント数…下表の各項目の合計(1戸あたりの上限300,000ポイント)

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大 (2.8㎡以上)	中 (1.6㎡以上2.8㎡未満)	小 (0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換		大 (1.4㎡以上)	中 (0.8㎡以上1.4㎡未満)	小 (0.1㎡以上0.8㎡未満)
			7,000ポイント	4,000ポイント
外壁、屋根、天井、 床の断熱改修		外壁	屋根・天井	床
			100,000ポイント	30,000ポイント
バリアフリー改修		手すりの設置	段差解消	廊下幅などの拡張
			5,000ポイント	5,000ポイント

2 ポイントで交換できるもの

省エネ・環境配慮製品、地域産品、商品券・プライベートカード、環境寄附

3 申請方法

追加で実施する工事費用への充当など
申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、次の①または②の方法で申請してください。

- ①窓口申請…申請書類を持参して手続きを行います。
- ※倉吉市内にある窓口…(有)アーク設計工房 ☎47-0058

- ②郵送申請…住宅エコポイント事務局に申請書類を郵送して手続きを行います。

4 申請期限

▼エコ住宅の新築
1戸建ての住宅…平成23年6月30日
共同住宅など…平成23年12月31日
※ただし階数が11以上の場合、平成24年12月31日まで

5 ポイントの交換期限

平成25年3月31日まで
※詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼住宅エコポイント事務局ホームページ
<http://jutaku.eco-points.jp/>

▼国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/>

地方配送いたします。
～地方配送は送料を2割引きいたします～

- 奥出雲はざかけコシヒカリ 3,700円/10kg
- 三朝コシヒカリ 3,400円/10kg
- 新米コシヒカリ 3,200円/10kg
- コシヒカリブレンド 2,700円/10kg
- モチ米 400円/1kg

秋本農園

0120-366220
倉吉市大塚(秋本吉人) ☎26-4128 / ☎26-4138

各種会席膳・パック膳
血盛・お寿司・おさしみ
折詰・弁当・お節料理

有限会社 よしだ屋

ご予約は 倉吉市越中町2095-1
TEL 0858-22-2759 / FAX 0858-23-6385

今月の福祉補聴器相談会

日時: 5月26日(水) AM10:00～12:00
相談会は、毎月第四水曜日です。

場所: 市役所東庁舎1階 福祉課横 倉吉市福祉事務所

補聴器 聴力測定室 完備
点検・調整 いつでもOK

福祉法補聴器から最新デジタル補聴器まで

メガネのイワマ

倉吉市鍛冶町 ショッピングセンターめいりん内
TEL 0858-22-5551 営業時間 あさ9時～